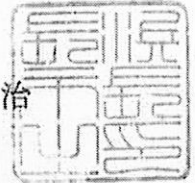


長環保第 439 号
平成 30 年 10 月 10 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 藤井 勇治



(仮称) 余呉南越前ウィンドファーム発電事業
計画段階環境配慮書に係る意見について (回答)

平成 30 年 9 月 6 日付け、滋環政第 646 号で照会のあったこのことについて、
下記のとおり回答いたします。

記

1. 騒音等の影響について

事業実施想定区域から約 1.3 km の距離に「長浜市立湖北病院中河内診療所」が存在し、さらに近隣には複数の住宅等も存在している。風力発電設備等の工事中および供用時において騒音、振動や超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省) および最新の知見等に基づき、周辺的生活環境への影響を季節毎に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、周辺での騒音、振動や超低周波音の影響を回避または極力低減すること。

2. 土地の改変に伴う自然環境への影響について

事業実施想定区域には、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。

また、風力発電設備等(資材運搬用および管理用に設置される道路を含む)の工事に当たっては、土地改変による自然環境への影響を調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること。

3. 水環境に対する影響について

事業実施想定区域を重要な水源とする高時川をはじめ琵琶湖では、鮎などの漁業が営まれており、また高時川流域では優良な河川水を利用して環境にこだ

わった農作物が収穫されている。工事中の土砂や濁水の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、漁業や農業に対して重大な影響が懸念される。

濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物、漁業への影響を調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、水環境への影響を回避または極力低減すること。

4. 猛禽類への影響について

事業実施想定区域には、文化財保護法に基づくイヌワシやクマタカの生息地が存在しており、その営巣地や生活範囲への直接的な影響および風力発電設備の稼働による衝突事故や移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。

5. 断層の影響について

事業実施想定区域付近には、柳ヶ瀬断層が存在しており、地震が発生した場合の風力発電設備等の被害について影響の予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。

6. 降雪への影響について

風力発電設備設置による降雪および着雪への影響の予測および評価を行い、その結果を踏まえ、積雪状態への影響を回避または極力低減すること。

7. 文化財・伝承文化の保護について

事業実施想定区域は「栃ノ木砦遺跡」の範囲内となっているため、遺跡区域とその周辺の幅広い調査を行うこと。

また、保護すべき重要な文化が存在しないか、住民の生活、生業、信仰において重要な場所になっていないかを調査すること。

8. 景観に対する影響について

風力発電設備の大きさ、形、色、配置等については供用時に見る人に対して圧迫感や威圧感を感じさせる影響が懸念される。このため、景観への影響の調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。

9. 各種法令等の遵守について

事業実施に当たっては、各種法令等を遵守し環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議すること。

10. 地域住民などへの事業周知について

今後の手続きについては、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者への積極的な情報提供や説明会を開催して、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得ること。